

財 関 第 569 号
平成 31 年 4 月 19 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 中江 元哉

税関官署の開庁時間についての一部改正について

税関官署の開庁時間について（平成 20 年 3 月 31 日財関第 348 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 31 年 4 月 25 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

税関官署の開庁時間について（平成 20 年 3 月 31 日財関第 348 号）の一部を次のように改正する。

「函館税関における税関官署の開庁時間について」を別紙のように改める。